

万得（徳）領再考

日隈正守

(2002年10月15日 受理)

A Reconsideration of "Mantokuryo"

HINOKUMA Masamori

要 約

本稿では、大隅・薩摩両国に存在する万得（徳）領について再検討を加えた。その結果万得領は、11世紀末から12世紀初期の間に大隅・薩摩両国の国衙に拠り設定されたと考えられる。万得領の設定目的は、大隅・薩摩国内の主要な神社の神事用途を弁済するためであると考えられる。大隅国内においては、大隅国正八幡宮が国内最有力の神社であるので、大隅国内の万得領の年貢は、主に大隅国正八幡宮の神事用途に使用された。この事実が前提となり、大隅国内では、莊園公領制の大枠が形成された12世紀前期に、大隅国内の万得領は大隅国正八幡宮の半不輸領化した。薩摩国内の万得領は、当初新田八幡宮等国内の有力神社の神事用途を負担していた。しかし平安後期薩摩国衙と新田八幡宮とが浮免田設定や修造に関して対立する様になると、薩摩国衙の在庁官人達は自分達が領有している万得領を大隅国正八幡宮に半不輸領として寄進した。その結果、薩摩国内の万得領も大隅国正八幡宮領化した。

キーワード 万得領 大隅国正八幡宮 国衙領

はじめに

大隅・薩摩両国に存在する万得（徳）領⁽¹⁾に関しては、今まで一定程度研究が蓄積されている。先行研究の中では、当初万得領は大隅国正八幡宮の所領として成立したと考える見解が主流であった⁽²⁾。

しかしその後、万得領は本来国衙大所領として形成され、11世紀末から12世紀前期に大隅国正八幡宮の所領化したと考える見解が提示された⁽³⁾。私も以前万得領について考察し、万得領が国衙領として成立し、その後大隅国正八幡宮領化したと考えられる事を確認した⁽⁴⁾。

先行研究や私が万得（徳）領を国衙領として成立したと考えたのは⁽⁵⁾、薩摩国伊集院内の万得領

の中に国衙一円領が存在していた事に拠る⁽⁶⁾。しかし喜入肝付家文書「伴姓統譜」所収建久8年(1197)6月日付薩摩国図田帳写断簡⁽⁷⁾が江平望氏に拠り学会に紹介されると⁽⁸⁾、島津家本薩摩国建久図田帳の南薩部分に記載の誤りがある事が判明した。江平氏が紹介された薩摩国建久図田帳断簡の伊集院項を見ると、島津家本薩摩国建久図田帳伊集院項に記載されていた万得領の国衙一円領部分は、全て記載の誤りである事が分る。故に大隅・薩摩国建久図田帳に拠り判明する万得領は、全て大隅国正八幡宮の所領という事になる。

私は、万得領に関して再検討する必要性を強く感じた。先行研究が使用した史料以外に、特に新しい史料を発見した訳ではない。だが少ない史料を直接検討しながら、万得領の成立・変質過程を再検討する事により、万得領の性格を明らかにしたい。

一、建久図田帳段階における万得領の存在形態

本章では、鎌倉初期における大隅・薩摩両国における万得領の存在形態を、大隅・薩摩両国の建久図田帳⁽⁹⁾から考察していく。万得領の分析に関しては、大隅国と薩摩国とで別々に考察する必要があるという先学の見解に従い⁽¹⁰⁾、まず大隅国の万得領から分析していく。

(1) 大隅国の万得領

大隅国内の万得領は、大隅国建久図田帳に拠れば、全て国方所當弁田である⁽¹¹⁾。例として曾野郡国方所當弁田項を掲げる⁽¹²⁾。

(前略)

曾野郡二百廿九丁四段大

(中略)

国方所當弁田

万徳五丁二段丁別十疋

(後略)

大隅国衙に所當（官物）を弁済している事が、確認できる。所當の量は、町別10疋である。

他の国方所當弁田と比較すると、町別20疋を弁済する宮永（大隅国正八幡宮修理料田）や公田、町別19疋3丈を納める恒見、町別15疋を賦課されている正政所・權政所（大隅国正八幡宮の政所・權政所の職田）の場合よりも国衙に納める町別の所當量が少なく、町別8疋割り当てられている宮吉よりも1町別の負担量が多い⁽¹³⁾。国方所當弁田全体では、万得は町別の国衙弁済量は少ない方である⁽¹⁴⁾。

大隅国内の万得領（名田）に関しては、年月日不詳大隅国正八幡宮所領目録断簡⁽¹⁵⁾に、記載されている。その一部を掲げる。

(前略)

一、万得名田

小川院田畠山野田数百五十丁許

所当官物弁済国庫、苧桑畠地子宮御領

(後略)

この記載から、所當官物は国衙の倉庫に納め、苧・桑を畠地子として大隅国正八幡宮に納めている事が分る⁽¹⁶⁾。この史料は、大隅国内の万得領の收取形態を示す貴重な史料である。大隅国内の万得領は、大隅国衙と大隅国正八幡宮の両方の支配を受ける半不輸領である事を改めて確認した⁽¹⁷⁾。

大隅国建久図田帳に記載されている大隅国内の万得領を表1、大隅・薩摩両国に分布する万得領を図1として示す。

表1. 大隅国における万得（徳）領（大隅国建久図田帳に拠り作成）

所在地 (郡・院郷)	定田数	存在形態
曾野郡	5町2段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
小河院	160町3段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
桑東郷	12町	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
桑西郷	14町4段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
帖佐郡	5町3段大	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
蒲生院	17町3段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
吉田院	1町	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）
加治木郷	4町5段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所當弁田、町別10疋）

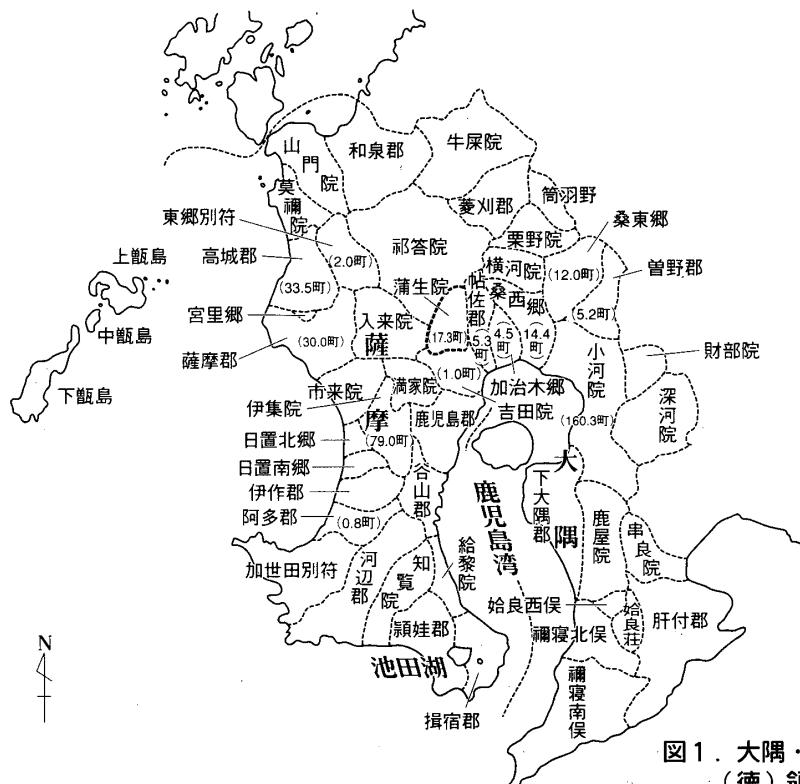


図1. 大隅・薩摩両国における万得（徳）領（建久図田帳段階）

大隅国における万得領の分布には特徴がある。中世において、大隅国衙は桑東郷に位置していた⁽¹⁸⁾。また大隅国正八幡宮は、桑西郷に鎮座している⁽¹⁹⁾。表1・図1から、大隅国内の万得領は、大隅国衙や大隅国正八幡宮付近の郡・院・郷に分布している事が確認される⁽²⁰⁾。

(2) 薩摩国の万得領

鎌倉初期における薩摩国内の万得領の存在形態は、島津家本薩摩国建久図田帳及び薩摩国建久図田帳断簡の記載から窺う事ができる。島津家本薩摩国建久図田帳冒頭部分の莊園領主別記載の中から、万得領関係を以下掲げる。

(前略)

大隅正八幡宮御領二百二十五町内

一円御領荒田庄八十町	麌嶋郡内地頭掃部頭
万得御領百四十五町三段内	(ママ) 五十七町五段 嶋津御庄論
此外没官御領内	阿多久吉内八段二十二町五段廿 伊作御庄内
	但正宮注進定

(後略)

この記載から、薩摩国内に万得領が145町3段存在する事、万得領は郡内に散在的に存在している事が分る。鎌倉初期における薩摩国内の万得領に関して、薩摩国建久図田帳の記載を検討していく。まず島津家本薩摩国建久図田帳東郷別符項に、次の記載がある。

東郷別符五十三町二段内

寺領八町五段 弥勒寺	下司僧安慶
(ママ)	
社領二町 正八幡領	下司在序道友
公領四十二町七段内 一字無府本	没官御領地頭千葉介
時吉十五町	郷司名主在序道友
得末四町	名主肥後国住人江田太郎実秀
吉枝七町 嶋津御庄寄郡	名主在序師高
若吉六町 同御庄寄郡	名主小大夫兼保
時吉十丁 同御庄寄郡	郷司在序道友

島津家本薩摩国建久図田帳に記載されている寺社領について、此処で考察して置きたい。島津家本薩摩国建久図田帳には、寺社領として安樂寺（太宰府天満宮）領・（宇佐）弥勒寺領・大隅国正八幡宮領が記載されている。図田帳に記載された安樂寺領・弥勒寺領が一円領莊園であるか否かを解明したい。

安樂寺領については、薩摩国分寺領の事例で考察したい。薩摩国分寺領に関しては、元亨元年（1321）7月 日付薩摩国天満宮・国分寺所司・神官等申状写⁽²¹⁾を分析する。同申状写に「然則代々賢王寄田園、任々国吏添寺領、為神領之地、不隨他所役、不勤大小勅院事者也」という記載がある。同申状写では、天満宮・薩摩国分寺の堂塔等の修造を求めるために、天満宮・薩摩国分寺の由緒を實際以上に古く設定している⁽²²⁾。しかし「他所役」や「大小勅院

事」を免除されている事は、事実であると考えられる。故に薩摩国分寺領は、一円領であると考えられる。島津家本薩摩国建久図田帳に記載された他の安楽寺領も、一円領と考えてまず間違いないと思う。

弥勒寺領に関しては、関係史料が豊富な新田八幡宮領の事例で考察したい。島津家本薩摩国建久図田帳阿多郡項を見ると、新田八幡宮領4町と新田八幡宮の神宮寺五大院領が44町8段存在している。新田八幡宮領と五大院領とは莊園制上は一体のものである⁽²³⁾。鎌倉前期に阿多郡北方地頭鮫島家高が、新田八幡宮・五大院領の押領を意図し相論となつた⁽²⁴⁾。この相論関係史料の中に、新田八幡宮・五大院領が「不輸神領」と記載されている⁽²⁵⁾。この事実から、阿多郡内の新田八幡宮・五大院領は一円領であると考えられる。島津家本薩摩国建久図田帳入來院項に記載されている社領15町（市比野）⁽²⁶⁾の中には、新田八幡宮執印惟宗氏の用作地が存在している⁽²⁷⁾。用作地は、一円領に置かれる事が多い⁽²⁸⁾。この事から市比野も、新田八幡宮の一円領であると考えられる。島津家本薩摩国建久図田帳に記載された新田八幡宮領、そして恐らくは他の弥勒寺領も一円領であると考えてよいと思われる。

従って上記のように、島津家本薩摩国建久図田帳に記載された安楽寺領・弥勒寺領は、一円領であると考えられる。

薩摩国建久図田帳東郷別符項の「社領二町 正八幡領」は、寺領（新田八幡宮の神宮寺五大院一円領）と同じ項目に記載されている。従ってこの社領2町は、大隅国正八幡宮の一円社領であると考えられる。この社領は、万得領の一部であると考えられている⁽²⁹⁾。故に薩摩国内の万得領には、大隅国正八幡宮の一円社領も含まれている⁽³⁰⁾。

また島津家本薩摩国建久図田帳薩摩郡項を示す。

薩摩郡三百五十一町三段内

寺領二十六町八段 安楽寺	下司僧安静
寺領五町八段 弥勒寺	下司僧安慶
社領一町七段 府領五ヶ社内	下司郡司忠友
公領三百十七町内	
成枝八十六町	郡司忠友
光富四十九町内 甘町万得	名主荒河太郎種房
是枝九町	名主在庁家弘
時吉六十九町 嶋津御庄寄郡	名主在庁道友 地頭右衛門兵衛尉
若松五十町	名主在庁種明 地頭同前
永利十八町 同御庄寄郡	名主在庁種明 地頭同前
吉永十二町 同御庄寄郡	名主当国指揮使崎田五町 地頭同前
火同丸十四町 同御庄寄郡	嶋津御庄方弁済使
都浦十町 嶋津御庄論	万得

この部分を見て気付く事は、まず薩摩郡内には、公領光富内に20町、都浦10町の合計30町万得領が存在する事、薩摩郡内の万得領は何れも公領に属している事である。しかし島津家本薩摩国建久図田帳寺社領大隅国正八幡宮領項に「一円御領荒田庄」とともに万得領が記載されている。万得領は、「一円御領荒田庄」と別記されている。従って万得領は、大隅国正八幡宮の一円領ではないにしても、大隅国正八幡宮領の一部である。この事実と万得領が公領に属している事との関係はどう考えるべきであろうか。この問題を解く鍵は、薩摩郡公領項に、島津莊寄郡が含まれている事である。島津莊寄郡は、所当を二分して国司と莊園領主とに納め、雑公事も莊園領主に納める收取形態である。即寄郡は、莊園領主の取分が多い特殊型半不輸である⁽³¹⁾。半不輸領である島津莊寄郡が公領に属している事から考えると、万得領も大隅国正八幡宮の半不輸領であると考えられる。薩摩国内の大隅国正八幡宮半不輸領に含まれる万得領の收取形態は、所当官物を薩摩国衙に、雑公事を大隅国正八幡宮に納めていたと考えられる。

島津家本薩摩国建久図田帳から判明する薩摩国内の万得領の位置と定田数を示したもののが、表1である。前掲の図1と共に参照願いたい。

表2. 薩摩国における万得（徳）領（薩摩国建久図田帳に拠り作成）

所 在 地 (郡・院)	定田面積	存 在 形 態	領 主 名
阿多郡	8段	大隅国正八幡宮一円領 薩摩国一宮開闢神社との相論地	大隅国正八幡宮
東郷別符	2町	大隅国正八幡宮一円領	下司在庁大前道友
高城郡 (万得・草道万得 ・大河)	33町5段	大隅国正八幡宮半不輸領	
万 得	15町	大隅国正八幡宮半不輸領	名主 在庁伴師高
草道万得	15町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津莊論	名主 紀大夫正家
大 河	3町5段	大隅国正八幡宮半不輸領 島津莊論	万得
薩摩郡 (光富・都浦)	30町	大隅国正八幡宮半不輸領	
光 富	20町	大隅国正八幡宮半不輸領	名主 荒河太郎種房
都 浦	10町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津莊論	万得

伊集院 (上神殿・下神殿 桑波田・野田・ 大田・寺脇・ 飯牟礼・松本)	79町	大隅国正八幡宮半不輸領	
上神殿	18町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
下神殿	16町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
桑波田	5町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
野田	6町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津莊論	万得
大田	15町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津莊論	本主在序大前道友 万得
寺脇	8町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津莊論	名主在序大前道友 万得
飯牟礼	3町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
松本	8町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得

表2と図1とを見比べると、薩摩国内の万得領は、薩摩国衙所在地の高城郡⁽³²⁾及びその付近の郡・院に多く分布している。万得領の領主で判明する者は、高城郡内の草道万得を新田八幡宮関係者（新田八幡宮権執印の一族宮里郷司紀正家）が領有している以外は、薩摩国衙の在庁官人が多い。また薩摩郡光富名内万得領20町の領主荒河太郎種房は、「種」の字を用いる名前から、在庁官人大蔵氏の一族と考えられる⁽³³⁾。故に薩摩国内の万得領の領主は、判明する大部分は薩摩国衙の在庁官人及びその一族である事が確認される。また薩摩国内の万得領のはほとんどは大隅国正八幡宮の半不輸領であり、ごく一部分に大隅国正八幡宮の一円社領が存在する事も注目される。

本章では、鎌倉初期における大隅・薩摩両国内の万得領の存在形態を、大隅・薩摩両国の建久図田帳を分析して考察した。その結果、大隅国内の万得領は、全部大隅国正八幡宮半不輸領であり、所當官物を大隅国衙に、苧・桑等の畠地子を大隅国正八幡宮に納めていた事、大隅国内の万得領は、大隅国衙所在地である桑東郷や大隅国正八幡宮鎮座地である桑西郷付近の郡・院・郷に集中している事を確認した。薩摩国内の万得領は、ほとんど大隅国正八幡宮半不輸領であるが、ごく一部大隅国正八幡宮の一円社領も含んでいる事、判明する万得領の領主はほとんど薩摩国衙の在庁官人やその一族である事、薩摩国内の万得領は、薩摩国衙所在地である高城郡付近の郡・院に多く分布している事を確認した。第二章では、本章の結論を踏まえ、建久

図田帳に記載された万得領は、どの様な経緯を経て形成されたかを検討していく。

二、万得領の成立・変質過程

本章では、万得領の成立と鎌倉初期（建久年間）に至る変質過程を考察する。まず第1節で、万得領の成立時期と成立時の実態について検討し、第2節で、万得領が成立時から鎌倉初期に至る間に、どの様な変化を経て建久図田帳に記載される状態になったかを考察していく。

(1) 成立時の万得領の実態

本節では、万得領の成立時期と成立時の実態について考察する。

万得領の史料的初見は、管見の限りでは天承元年（1131）9月17日付大隅国正八幡宮執印僧行賢寄進状写⁽³⁴⁾である。同寄進状写に拠ると、大隅国正八幡宮執印僧行賢が、毎年9月中旬3ヶ日夜の不断大念佛油仏聖僧供料として、曾於郡止上居取内の万得領水田6段と畠地1所を台明寺に寄進している。この事から、万得領は天承元年以前に成立している事が分る。

行賢が寄進した曾於郡止上居取内の万得領水田に関して、天承元年の時点で行賢進止下にある事は、既に先学により指摘されている⁽³⁵⁾。また康治元年（1142）9月20日付大隅国正八幡宮執印僧行賢寄進状写⁽³⁶⁾に拠れば、行賢は台明寺衆集院仏聖料として曾於郡内万得領田9段を寄進している。同寄進状写に、行賢が「買得便宜水田、取国判等、施入於彼供料先畢」と記載されていて、万得領は行賢が買得した田地であると考えられていた⁽³⁷⁾。確かにこの記述から、行賢が田地を買得して台明寺に寄進した事は指摘できる。しかし万得領全体が行賢の買得地であると考える事は、難しいと思う。

大隅・薩摩両国内の万得領は、ほとんど大隅国正八幡宮の半不輸領である。薩摩国内の万得領の一部には、大隅国正八幡宮一円領も存在する。しかし大隅国正八幡宮一円領部分は、半不輸領部分が大隅国正八幡宮に再寄進されて一円領化したのであり、それ以前は半不輸領であったと考えられる⁽³⁸⁾。

大隅国内の万得領は、前述の様に大隅国衙や大隅国正八幡宮の付近に分布している。薩摩国内の万得領は、薩摩国衙に比較的近い郡・院に分布している。表2に拠れば、薩摩国内の万得領の領主は、あくまでも鎌倉初期の時点ではあるが、国衙の在庁官人及びその一族が多い事が分る。各国の国衙周辺に分布し、領主も判明する限りでは国衙の在庁官人及びその一族が多い事から考えて、やはり万得領は、先学の指摘通り本来国衙領として形成されたと思う⁽³⁹⁾。

万得領が本来国衙領として成立したとすれば、いつ如何なる理由で形成されたのかを次に考察する。私は以前、万得領成立の契機を寛治6年（1092）に大隅国正八幡宮修造役が大隅・薩摩・日向3カ国に賦課された事に求めた事がある⁽⁴⁰⁾。しかし万得領は、大隅・薩摩両国にのみ存在し、日向国内には存在しない。この事を踏まえると、大隅国正八幡宮修造役の大隅・薩摩・日向3カ国賦課は万得領成立の一要素になった可能性はあるかもしれないが、万得領成立の理由を修造役の3カ国賦課のみで説明する事はできない。

万得領が大隅・薩摩両国に存在し、日向国に存在しない理由は、大隅・薩摩両国衙のみが国衙領内に万得領を設定した事に拠ると考えられる。大隅・薩摩両国衙が万得領を設定した前提として、寛治6年（1092）以降大隅国正八幡宮の修造役が、大隅・薩摩・日向3ヶ国に賦課された事がある⁽⁴¹⁾。修造役を負担する事になった3ヶ国の中で、大隅国と薩摩国とは深い関わりがあったと考えられる。両国は、鹿児島湾を海上交通路として、緊密に結びついていた事が指摘されている⁽⁴²⁾。大隅国正八幡宮は、11世紀末頃から12世紀初期頃に鹿児島湾交通上の要地であると考えられる荒田荘を社領化している⁽⁴³⁾。この事実も、大隅・薩摩両国の関係の深さを示していると考えられる。従って大隅・薩摩両国の密接な関係により、両国国衙が国衙領として万得領を設定したと考えられる。

万得領が負担した役の内容について、検討していく。この事については、大隅国正八幡宮に関する何らかの経費であったと考えられている⁽⁴⁴⁾。私も以前大隅国正八幡宮の何らかの神事用途を弁済するために、万得領は設定されたと考えた⁽⁴⁵⁾。本稿では、万得領の性格につき再検討を加えていく。万得領の性格を考察する上で、永万元年（1165）7月 日付寺家政所下文案⁽⁴⁶⁾の記載は参考になる。

〔寺家〕
□ □ 政所下 新田宮所司神官等

仰下參箇条

（中略）

一、可早任先例當国内万得所領田畠等為宮領，且宛神事用途，且調進御年貢事

右，如訴申者，前沙汰之人兼俊之子孫，今構事於謀計，被相語横人，令讓沙汰之由者，事實者停止彼等沙汰，為宮領可致沙汰之，

以前条事，任下知之旨，可致沙汰之，敢勿違失，以下，

永万元年七月 日

検校法印在御判

この寺家下文案の万得領関係の項を見ると、万得所領の領有権をめぐり相論が起きている事が窺える。新田八幡宮所司・神官達が対立している相手は、前沙汰人兼俊の子孫である。兼俊は、大隅国肝付郡を領有した肝付氏の初代兼俊⁽⁴⁷⁾の事であると考えられる。肝付郡は、島津荘寄郡であり、郡内に万得領は存在しない⁽⁴⁸⁾。従って本下文案に記載されている万得領は、本文書中に記載されている様に、薩摩国内の万得領である。大隅国肝付郡の領主肝付氏が、薩摩国内の万得領に対する領有権を主張する事からも、鹿児島湾を通路とした大隅国と薩摩国との関係の深さが窺える。

この寺家下文案では、薩摩国内の万得所領田畠を新田八幡宮領にして、神事用途や年貢を弁済させる様に、新田八幡宮所司・神官達に命じている。「任先例」がどの時期迄遡及できるかは不明であるが、万得所領田畠を新田八幡宮領化して、神事用途や年貢を收取する事が先例で

あった事が分る。故にこの事実から、万得領は新田八幡宮領となる場合もあった事が確認される。従って薩摩国内の万得領の一部は、新田八幡宮領化していたと考えられる。この事実を踏まえると薩摩国内の万得領の本来的な姿は、大隅国正八幡宮に限定されず、恐らくは新田八幡宮等薩摩国内の代表的な神社の神事用途や諸経費を負担する目的で設定された所領であると推測される。大隅国の場合、鎮護国家を祈り⁽⁴⁹⁾、大隅国内における大社でもある大隅国正八幡宮の神事用途等に用いられる事が比較的多かったと考えられる。以上の事を踏まえると、万得領は大隅・薩摩両国内の代表的な神社の神事用途を負担するために設定された国衙領であると思われる。大隅国内の万得領は、大隅国正八幡宮が国衙の支配安泰を祈願する事、大隅国内において大隅国正八幡宮に匹敵する神社が他に存在しない事に拠り、次第に大隅国正八幡宮の神事役を負担する様になったと考えられる。しかし薩摩国内の万得領は、国衙の近くに鎮座し国衙との関係が深い新田八幡宮⁽⁵⁰⁾等の神事用途を賄っていたと考えられる。従って大隅・薩摩両国国衙が設定した時点における万得領の性格は、各国内の有力な神社の神事用途を弁済する事であったと考えられる。

万得領の設定時期は、大隅国正八幡宮の修造役が大隅・薩摩・日向3ヶ国に賦課された寛治6年（1092）が設定の1つの契機となり、寛治6年以後、万得領の史料的初見である天承元年（1131）の間に万得領は設定されたと考えられる。恐らく万得領の設定時期は、11世紀末から12世紀初期の間であろう⁽⁵¹⁾。

本節では、万得領の成立時期と成立時の実態について検討した。その結果、万得領は11世紀末から12世紀初期の間に、鹿児島湾を介して深い関わりがある大隅・薩摩両国の国衙に拠り、両国内の主な神社の神事用途を弁済する目的で設定されたと考えられる事を明らかにした。

（2）万得領の変質過程

本節では、大隅・薩摩両国衙が国内の主な神社の神事用途を確保する目的で設定した万得領が、大隅・薩摩国建久図田帳に記載されている状態（大隅国正八幡宮半不輸領・一円領）に変質する過程につき検討を加える。

大隅国の場合、大隅国内で最有力の勢力を誇り且つ大隅国衙との関係も密接な大隅国正八幡宮が、万得領からの得分を次第に独占していくと考えられる。また12世紀前期の鳥羽院政期に大隅国内で島津荘の領域拡大が計られると、国衙領の島津荘域化に対抗するために、国衙領の大隅国正八幡宮領化が積極的に計られた⁽⁵²⁾。万得領もこの時期に、国衙領の島津荘域化阻止の一環として、他の宮永・恒見名等とともに大隅国正八幡宮の社領化したと考えられる⁽⁵³⁾。その結果、大隅国内の万得領は、全て大隅国正八幡宮の半不輸領となってしまった。

薩摩国の場合、12世紀半ば過ぎ頃新田八幡宮が、万得領の領有権を主張している。前述の永万元年（1165）7月 日付寺家政所下文案に拠れば、新田八幡宮の所司・神官達が、薩摩国内の万得領の支配を肝付氏一族と争っている。新田八幡宮側の訴えを聴いた寺家政所は、下文を発給して、万得領を先例通りに新田八幡宮領にして神事用途や年貢を納めさせる様に、新田

八幡宮所司・神官達に命じている。この相論を通して分る事は、この時点では、薩摩国内の万得領は、未だ大隅国正八幡宮の社領化はしていない事である。この時期薩摩国内の万得領は、新田八幡宮領化する可能性も有していた。

治承・寿永の内乱後、薩摩国内においては、源為朝の遺子豊後冠者義実が反乱を起こした⁽⁵⁴⁾。薩摩国内は再び戦乱状態に巻込まれ田畠は荒廃し、人々は飢餓状態に陥った⁽⁵⁵⁾。この時期新田八幡宮は、得分獲得に狂奔した。浮免田設定をめぐり、薩摩国衙と深刻な対立関係になっている⁽⁵⁶⁾。また当該期新田八幡宮は、日置荘の押領を企てている。新田八幡宮執印万陽房覚弁は、日置荘の所有権を示す文書を所持していないのに、新田八幡宮の神人達と共に謀して日置荘地頭大江家綱を追放している⁽⁵⁷⁾。当該期における新田八幡宮の行動を示す1事例として、薩摩国内の万得名田（領）の領有権をめぐる大隅国正八幡宮との相論がある。

文治5年（1189）4月20日付大府宣写の関係部分を掲げる⁽⁵⁸⁾。

大府宣 大宰府在庁官人

仰下 薩摩国新田宮所司等言上三ヶ条

副下 社解一通

一、万得名田山野等事

右、件名田大隅正宮神官等 [] [] 府国並証文、令訴申之間、任所進証文、可停止非論（決力）之由、加下知了、而今如訴申者、年来新田宮領云々、早召出両方証文、勘史理非、且任道理、加下知、且可令言上子細矣、

（後略）

この大府宣写が、大隅国正八幡宮が薩摩国内の万得領の領有権を主張している最古の史料である。この大府宣写に拠れば、薩摩国内の万得名田・山野の領有権をめぐり、大隅国正八幡宮と新田八幡宮とが争っている。大隅国正八幡宮の神官達は、薩摩国内の万得名田・山野の領有権を認める大宰府や薩摩国衙の証文を具書として添え、大宰府に訴えている。大宰府は、大隅国正八幡宮の神官達が提出した証文に従い非論を停止する様に裁決を下した。しかし新田八幡宮側は、薩摩国内の万得名田・山野が年来新田八幡宮領であると主張し、大宰府に訴えた。大宰権帥藤原経房は、大隅国正八幡宮側と新田八幡宮側の両方が提出した証文を調べて、道理に従い裁決する様に、大宰府の在庁官人達に命じている。

新田八幡宮側は、社殿の修造は進まない上に、薩摩国内は豊後冠者義実の乱に拠り荒廃し、薩摩国衙と対立する事に拠り浮免田設定が滞っている状態の中で、得分確保のために以前にも増して薩摩国内の万得名田・山野の領有権を主張したと考えられる。

大隅国正八幡宮は、薩摩国内の万得名田・山野に対する領有権を薩摩国衙・大宰府により認められている。大隅国正八幡宮が、薩摩国衙から薩摩国内の万得名田・山野の支配権を認められた背景として、平安末期から鎌倉初期に至る薩摩国衙と新田八幡宮との対立関係があると思う。前掲永元年（1165）7月 日付寺家政所下文案の中に、新田八幡宮所司・神官が寺家政

所に訴えた3ヶ条の中に「一、可早任先例、牒送国衙、企出序、令勘合当宮例名常見浮免田百五十余丁事」が有り、浮免田設定をめぐり薩摩国衙と新田八幡宮との間に対立関係が生じていた事が分る。また建久5年（1194）5月 日付新田八幡宮所司等申状写⁽⁵⁹⁾には、新田八幡宮の修造、新田八幡宮の浮免田設定、修造や浮免田設定をめぐる薩摩国衙と新田八幡宮との対立関係が原因で生じた新田八幡宮所司の狼藉問題、の3項目に対する新田八幡宮所司の弁明・反論が記載されている。所司達は、3項目における薩摩国衙の在庁官人達の主張が如何に理のないもので有るかを主張している。この申状写にも、当該期における薩摩国衙と新田八幡宮との対立関係がはっきりと示されている。

薩摩国内の万得領が大隅国正八幡宮領の半不輸領化する背景として、薩摩国衙と新田八幡宮との対立関係があると考えられる。表2に示されている様に、薩摩国内の万得領田の領主は、ほとんど薩摩国衙の在庁官人及びその一族である。彼らが万得領を大隅国正八幡宮に寄進した理由は、大隅・薩摩両国の主な神社の神事用途を賄う万得領田において、寄進するとすれば鎮護国家に關係した八幡宮が都合がよかつた事、薩摩国衙の在庁官人は、平安末期から鎌倉初期にかけて新田八幡宮と対立関係にあった事、大隅国正八幡宮は、大隅・薩摩両国を通して最も勢力のある八幡宮であった事等の理由で、万得領を大隅国正八幡宮に寄進したと考えられる。従って薩摩国内の万得領が大隅国正八幡宮の半不輸領化した時期は、平安末期から鎌倉初期の間であると考えられる。

表2に拠れば、薩摩国内の万得領の中には、島津荘と相論を起こしている所がある。高城郡草道万得・大河、薩摩郡都浦、伊集院野田・大田等である。これらの場所は、位置的には大きな川の河口部であったり、海に面していたり、河川沿いであったり等交通上の要地である。流通の利潤に着目した島津荘側が、領有権を主張し相論になったと考えられる。大隅国正八幡宮側と島津荘側との間に薩摩国内の万得領の所有権をめぐり相論が勃発した時期は、先学の指摘通り建久末年であると思う。相論が起きた原因是、先学の指摘通り修造経費を必要とした大隅国正八幡宮の積極的な得分追求に拠る⁽⁶⁰⁾と私も考えるが、その事に拍車をかけたのは豊後冠者義実の反乱による薩摩国内の荒廃であると思う。田畠が荒廃して農業生産物の収取が期待できない状態になり、島津荘側は対国内・対外交易の利潤獲得を求めて、交通上の要地の領有権を主張した。社殿修造中であった大隅国正八幡宮としては、島津荘側の万得領に対する領有権の主張を黙認できずに相論になったと考えられる。

大隅国正八幡宮は、府領社に対する領有権を主張している。この点に関して、私は以前府領社も万得領の一部であると考えていた⁽⁶¹⁾。しかしその後、大隅国正八幡宮の社殿修造を支援するために、大宰府が便補として府領社から収取すべき貢納物の徵収権を大隅国正八幡宮に与え、大隅国正八幡宮側が府領社の貢納物を収取しようとして府領社の下司達の反発を招き相論になったという江平望氏の見解⁽⁶²⁾が妥当であると思うので、自説を修正する。

本節では、万得領の成立時より鎌倉初期（建久末年）に至る変質過程を検討した。その結果、

大隅国の場合万得領は、大隅国内に島津荘が拡大した12世紀前期に、島津荘の荘域拡大を抑制する目的で他の国衙領の名とともに大隅国正八幡宮の半不輸領化した事を確認した。薩摩国内の万得領の場合は、当初万得領は一部は新田八幡宮領化したが、平安末期以降薩摩国衙と大隅国正八幡宮とが浮免田設定や修造をめぐり対立関係が深まると、薩摩国衙の在庁官人達は万得領の大隅国正八幡宮半不輸領化を推進した。この結果薩摩国内の万得領のほとんどは、大隅国正八幡宮の半不輸領化したと考えられる。また薩摩国内の万得領をめぐる大隅国正八幡宮側と島津荘側との相論は、豊後冠者義実の反乱により荒廃した状態の下で、交易利潤の獲得を意図した争いと考えられる事を明らかにした。

本章では第1節で、万得領の成立時期とその本来的性格とを解明した。万得領は、11世紀末から12世紀初期の間に、大隅・薩摩両国国衙に拠り設定されたと考えられる。その性格は、大隅・薩摩国内の主な神社の神事用途の弁済である。しかし大隅国の場合、大隅国内に大隅国正八幡宮に匹敵する神社が他に存在しない事から、万得領の収益は専ら大隅国正八幡宮の神事用途に使われた。この事が、12世紀前期大隅国内における荘園公領制の形成過程において、万得領の大隅国正八幡宮領化の前提となった。薩摩国の場合、新田八幡宮等の神事用途に使用されたと考えられる。

第2節で、成立時から鎌倉初期（建久末年）に至る万得領の変質過程について考察した。当初国衙領として成立した万得領は、大隅国の場合12世紀前期に国内における島津荘域拡大の際に、島津荘域拡大阻止の目的で他の国衙領とともに大隅国正八幡宮の半不輸領化したのである。薩摩国の場合、当初万得領は新田八幡宮等の国内の有力な神社の神事用途を賄っていた。万得領の一部は、新田八幡宮領化している。しかし平安後期以降、薩摩国衙の在庁官人達と新田八幡宮との関係が、浮免田設定や修造をめぐり悪化した。そのために薩摩国衙の在庁官人達は、自分が領有している万得領を大隅国正八幡宮の半不輸領として寄進した。この故に、薩摩国内に大隅国正八幡宮半不輸領としての万得領が多く存在する事になった。

おわりに

本稿では、大隅・薩摩両国に存在する万得領について、以前考察した旧稿⁽⁶³⁾を再検討したものである。旧稿発表後の研究の進展により、色々見直すべき事も多かった。また本稿で検討できたのは、万得領の変質過程の大筋のみであり、薩摩国衙の在庁官人達が薩摩国一宮開闢神社ではなく大隅国正八幡宮に万得領を寄進した理由や万得領の大隅・薩摩両国における荘園公領制の中での位置付け、万得領の問題等今後検討すべき課題が多い。今後の諸課題に取りかかる前提として、今回万得領の大枠を自分なりに再検討してみたのである。万得領を大隅・薩摩両国の荘園公領制に位置付ける作業を、今後も自分なりに続けていきたい。

(付記)

本稿は、「近世薩摩における大名文化の総合的研究」（基盤研究 A(2)）及び「九州諸国における中世一宮制の成立・展開過程の研究」（基盤研究 C(2)）の成果の一部である。

(1) 万得領の記載に関しては、鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料 旧記録前編1』（鹿児島県、昭和54年）、史料番号17号、天承元年（1131）9月17日付大隅國正八幡宮執印僧行賢寄進状写（以下雑前-17と略記する）には、「万得領」と書かれている。『大日本古文書』家わけ16（島津家文書）の1（東京帝国大学文学部史料編纂所、昭和17年）、史料番号164号、建久8年（1197）6月 日付薩摩國図田帳写にも「万得」と記載されている。しかし五味克夫氏が校合した建久8年（1197）6月 日付大隅國図田帳写（五味克夫「大隅國建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」『日本歴史』142、昭和35年）には、「万徳」と記載されている。

同じ大隅国内でも平安後期に「万得」、鎌倉初期に「万徳」と記載されている事、「万得」と「万徳」とでは音が通じる事等から、「万得」と「万徳」とでは相違点は無く、両者は普通の関係で別の字が使用されていると考えられる。従って本稿では、「万得」で統一する。

尚建久8年（1197）6月 日付薩摩國図田帳写、建久8年（1197）6月 日付大隅國図田帳写は、本稿では以下、島津家本薩摩國建久図田帳、大隅國建久図田帳と略記する。

(2) 水上一久「中世譲状に現れたる所従について－大隅國禰寢氏の場合－」（『史学雑誌』64-7、昭和30年、昭和44年に同『中世の荘園と社会』吉川弘文館、に再録）、五味克夫「薩摩國建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」（『日本歴史』137、昭和34年）等。

(3) 石井進「中世国衙領支配の構造」（『信濃』25-10、昭和48年）、森本正憲「薩隅の万得領について」（『大分工業高等専門学校研究報告』11、昭和49年、昭和59年に同『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、に再録）。

(4) 抽稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」（『九州史学』104、平成4年）。

(5) 森本正憲「薩隅の万得領について」、抽稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」。

(6) 島津家本薩摩國建久図田帳、五味克夫「薩摩國建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。

(7) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記録拾遺家わけ2』（鹿児島県、平成3年）、史料番号525号。以下薩摩國建久図田帳断簡と略記する。

(8) 江平望「喜入肝付家文書「伴姓統譜」所収薩摩國建久図田帳断簡について」（『鹿児島中世史研究会報』34、昭和50年）、平成4年に「校訂 薩摩國建久図田帳－南薩八郡院別府の記載について－」と改稿して、『知覧文化』29号に掲載。平成8年に同『島津忠久とその周辺 中世史料散策』高城書房出版、に再録）。

(9) 大隅國建久図田帳は、五味克夫「大隅國建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」（『日本歴史』142、昭和35年）に拠る。

(10) 森本正憲「薩隅の万得領について」。

(11) 五味克夫「大隅國建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」、石井進「中世国衙領支配の構造」、森本正憲「薩隅の万得領について」、抽稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」。

(12) 史料引用に際しては、原則として新字体、標準の字体を使用する。

(13) 五味克夫「大隅國建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。

(14) 国方所當弁田が国衙に対して負担した具体的な品目については、森本正憲氏が「中世成立期の年貢について」（『九州史学』72、昭和56年、昭和59年に同『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、に再録）で検討し、絹である可能性を指摘している。

(15) 『石清水八幡宮史 史料第6輯』（石清水八幡宮、昭和11年）、204～207頁、『史料纂集 古文書編30

石清水・香取・長福寺文書外』（続群書類從完成会、平成11年）、筑波大学所蔵文書（下）、石清水八幡宮文書、史料番号80号。尚この史料は、香川大学教育学部田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。

- (16) 森本正憲「薩隅の万得領について」。
- (17) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」、石井進「中世国衙領支配の構造」、森本正憲「薩隅の万得領について」、拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」。
- (18) 田中健二「大隅の国府について－国府府中説の再検討－」（『九州史学』70、昭和55年）。
- (19) 大隅国建久図田帳桑西郷項に、「正宮（大隅國正八幡宮）敷地」という記載がある。
- (20) 石井進「中世国衙領支配の構造」、森本正憲「薩隅の万得領について」、拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」。
- (21) 雜前－1288。
- (22) 天満宮の起源を応和年間（961～964）に求めている事に関しては、その事を肯定する史料も否定する史料もない。しかし薩摩国分寺の創建年代を養老元年（717）としている事は、歴史的事実ではない。薩摩国分寺の建立時期は、奈良後期と考えられている（河口貞徳「薩摩」（角田文衛編『新修 国分寺の研究（5下）』吉川弘文館、昭和62年））。
- (23) 田中健二「宇佐弥勒寺領薩摩国新田八幡宮の領家について」（川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論叢』文献出版、昭和62年）、拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」（『九州史学』86、昭和62年）。
- (24) 江平望「古代末期の薩南平氏－とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について－」（『知覧文化』9、昭和47年）、拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』52、平成13年）。
- (25) 川内郷土史編纂委員会編『川内市史料集1 薩摩国新田神社文書(1)』（川内市、昭和47年）、史料番号71号、宝治元年（1247）10月25日付関東下知状案、「一、神王面事」。以下、新1－71と略記する。
- (26) 島津家本薩摩国建久図田帳入来院項の弥勒寺領社領15町が、新田八幡宮領であり、市比野に存在している事は、同図田帳寺社領弥勒寺項の記載により分る。
- (27) 新1－22、寛元元年（1243）8月10日付新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀仏大間帳、嫡子友成項・次男師久項。
- (28) 工藤敬一「中世宇佐宮領の構造と特質」（『熊本大学教養部紀要人文科学編』3、昭和43年、昭和44年に同『九州庄園の研究』稿書房、に再録）。
- (29) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」、石井進「中世国衙領支配の構造」、森本正憲「薩隅の万得領について」、拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」。
- (30) 同じ様な事例として、島津家本薩摩国建久図田帳阿多郡項「社領八段」の記載がある。この社領8段も、大隅國正八幡宮の一円社領と考えられる。現在この社領8段は、注⁽²⁸⁾の諸研究では、万得領の一部であると考えられている。しかしこの社領8段は、前出島津家本薩摩国建久図田帳の寺社領大隅國正八幡宮領項に、「此外没官御領内 阿多久吉内八段（中略）但、正宮注進定」と記載されている部分と一致する可能性もあると考えられる。その場合、この社領8段が万得領に含まれるかどうかが微妙になる。この点に関しては、今後検討したい。
- (31) 舟越康寿「庄園に於ける不輸權成立の一過程－半輸制について－」（『経済史研究』29－5・6、昭和18年）。
- (32) 『国立歴史民俗博物館研究報告 第10集 共同研究「古代の国府の研究』（国立歴史民俗博物館、昭和61年）、216～217頁、『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集 共同研究「古代の国府の研究（続）』（国立歴史民俗博物館、平成元年）、381～382頁。
- (33) 『日本歴史地名大系47 鹿児島県の地名』（平凡社、平成10年）、串木野市荒川村項。
- (34) 雜前－17。
- (35) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。
- (36) 雜前－24。

- (37) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。
- (38) 島津莊の場合も、一円領は寄郡の再寄進に拠り形成されている。工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」(『京都大学読史会創立50年記念国史論集』読史会, 昭和34年, 昭和44年に同『九州庄園の研究』に再録)を参照。
- (39) 石井進「中世国衙領支配の構造」, 森本正憲「薩隅の万得領について」。
- (40) 拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心にして」。
- (41) 延慶2年(1309)2月15日付左大史小楢伊綱注進状案(竹内理三編『鎌倉遺文』31, 東京堂出版, 昭和61年, 史料番号23589号), 『後愚昧記』応安4年(1371)5月19日条(東京大学史料編纂所編『大日本古記録 後愚昧記(2)』岩波書店, 昭和59年, 89頁)。
- (42) 森本正憲「中世初期地域政治史論〔Ⅲ〕」(『大分工業高等専門学校研究報告』30, 平成6年)。
- (43) 三ツ石友三郎・鹿児島県隼人町編『合併30周年記念事業 隼人郷土誌』(隼人町, 昭和60年), VI, 参考資料編, b, 古文書, 史料番号71号。この史料中に、大隅国正八幡宮の4所別宮及びそれ以後の末社が記載されていて、この記述から本文の様に判断した。猶この史料及び別宮・末社の配置分析により社領の形成過程を明らかにする手法は、香川大学田中健二氏より御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (44) 森本正憲「薩隅の万得領について」。
- (45) 拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心にして」。
- (46) 新1-107のイ。
- (47) 五味克夫「鎌倉時代の肝付郡と肝付氏－関係史料の紹介－」(高山郷土誌編纂委員会編『高山郷土誌』高山町, 昭和41年)。
- (48) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
- (49) 大隅国建久図田帳の大隅国正八幡宮の経講浮免田項に、「聖朝府国御祈禱料」と記載されている。
- (50) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院, 平成12年), 薩摩国項。
- (51) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雜考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」, 森本正憲「薩隅の万得領について」。
- (52) 森本正憲「薩隅の万得領について」, 拙稿「莊園公領制の形成過程に関する一考察－大隅国の場合－」。
- (53) 森本正憲「薩隅の万得領について」, 田中健二「平安末・鎌倉期の大隅国衙領について」(『史淵』117, 昭和55年), 拙稿「莊園公領制の形成過程に関する一考察－大隅国の場合－」。
- (54) 豊後冠者義実の乱に関しては, 德重浅吉「鎮西島津の庄」(同『日本文化史の研究』目黒書店, 昭和13年), 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(同『古代末期政治史序説(下)』未来社, 昭和31年, 昭和39年に同『古代末期政治史序説』未来社, に再録, 平成元年に同『石母田正著作集 第7巻』岩波書店, に再録)等を参照。また江平望「豊後冠者義実について」(『鹿児島中世史研究会報』50, 平成7年, 平成8年に同『島津忠久とその周辺 中世史料散策』高城書房出版, に再録)が注目される。
- (55) 島津家本薩摩国建久図田帳, 雜前-164, 建久5年(1194)5月 日付新田八幡宮所司等申状写。
- (56) 雜前-164。
- (57) 『大日本古文書』家わけ16(島津家文書)の1, 史料番号, 555号, 元徳元年(1329)10月5日付 鎮西下知状, 西岡虎之助「中世莊園における地頭領主化の契機としての下地中分」(同『莊園史の研究』下巻2, 岩波書店, 昭和31年)。
- (58) 川内郷土史編纂委員会編『川内市史料集5 薩摩国新田神社文書(2)』(川内市, 昭和48年), 史料番号, 9号。
- (59) 雜前-164。
- (60) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情－大隅国正八幡宮造営問題をめぐって－」(『ミュージアム知覧紀要』4, 平成10年)。
- (61) 拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心にして」。
- (62) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情－大隅国正八幡宮造営問題をめぐって－」。
- (63) 拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心にして」。